

## 国籍・在留資格に関する要件について

区分	該当例	在留期間	申込の可否
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	○
②特別永住者 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条)	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者	無期限	○
③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	永住者 法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○
	日本人の配偶者等 日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	○
	永住者の配偶者等 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出征し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	○
④定住者 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のヴェトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子・6歳未満の養子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親など	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年以内)	×
	上記のうち将来永住する意思があると認められた者		○
⑤家族滞在 (出入国管理及び難民認定法別表第1)	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間 (5年以内)	×
	①上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者		○
	②本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して①に掲げる者に準ずると認められた者		
⑥右記の在留資格により在留する者 (出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五)	(1) 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 (2) 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 (3) 文化活動、短期滞在 (4) 留学、研修、家族滞在 (5) 特定活動	区分の内容に応じて15日から5年の期間(高度専門職の一部は無制限)	×